

グループホーム あけぼの重要事項説明書

熊本県指定介護保険事業所番号	4 3 7 3 0 0 0 6 2 1
----------------	---------------------

1. 事業主体概要

事業主体名	社会福祉法人 清 風 会
代表者	理事長 六 車 資 博
所在地	葦北郡津奈木町岩城 1520 番地
他の介護保険事業	・ 特別養護老人ホーム あけぼの苑 ・ あけぼの苑（短期入所生活介護） ・ 津奈木町デイサービスセンター あけぼの苑 ・ あけぼの苑 介護福祉サービスセンター

2. ホーム概要

ホーム名	グループホーム あけぼの
ホームの目的	認知症になっても安らぎと喜びのある毎日を送り、尊厳のある生活が営まれ、住み慣れた地域で暮らし続けられることを支援する。
運営方針	・ 可能な限り自立した生活を送ることが出来るように、「自立援助」をサービスの基本として、生活の再構築を目指します。また介護生活に基づき心身の状態に応じて、個人々にとって必要なサービスを提供します。 ・ 生活の主体は利用者であり、自己決定権を持ちます。ホームは「自由な生活空間」と考え、一律のルールやスケジュールで管理した運営は行いません。併せて、原則として心身の抑制や、夜勤時間帯を除き、ホームの玄関、出入口の施錠等による行動制限は行いません。 ・ 共同生活を営む者同士の「集団の力」を活かし、互いに助け合い、生活が営まれるように援助します。 ・ 地域を生活圏として、「地域の一員」として暮らしていけるようにします。 ・ 家族と「共に築く」ことを重視します。 ・ ホームで完結型でなく、広く関係機関と連携し、また、ボランティア等の協力を得て、生活を援助します。
ホーム管理者	藤井 敏治
開設年月日	平成 16 年 12 月 1 日

所在地、電話番号	〒 8 6 9 - 5 6 0 3 葦北郡津奈木町大字岩城 4 8 4 - 1 ☎ 0 9 6 6 - 7 8 - 4 0 3 0
交通の便	国道 3 号線 産交バス停留所「竹中」より徒歩 3 分
敷地概要	清風会所有地
建物概要	清風会所有物 和館 延床面積 2 9 9 . 7 7 m ² 構造：木造平屋建て 絆館 延床面積：2 9 9 . 5 3 m ²
居室概要	和館（個室 9 室） 絆館（個室 9 室）
共用施設の概要	食堂、居間、談話室、浴室、トイレ、調理室
防災設備 避難設備等の概要	各ユニットごと 消火器、煙探知機、火災受信機、火災通報装置 非難誘導灯設置
損害賠償責任保険 加入先	しせつの損害保険（全国社会福祉協議会） 取扱社：損保ジャパン

3. 職員体制

職員の種類	員 数	常 勤		保有資格	研修会受講等
		専従	兼務		
管理者	1 人		1	介護支援専門員	・ 認知症介護 実務者研修 ・ 管理者研修
計画作成担当者	2 人		2	介護支援専門員 介護福祉士	認知症介護 実践者研修
介護職員	1 4 人	1 2	2	介護福祉士 准看護師	認知症介護 実践者研修

4. 勤務体制

昼間の体制	6 人 （うち早出 8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 各 1 人 遅出 1 3 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0 各 1 人）
夜間体制	各ユニット 夜勤者 1 名ずつ

5. 利用状況（令和 年 月 日）

利用者数	定員 1 8 名 2 ユニット
要介護度別	要介護 1 : 人 要介護 2 : 人 要介護 3 : 人 要介護 4 : 人 要介護 5 : 人

6. 利用にあたっての留意事項

- (1) 利用者は、健康状態や精神状態が共同生活住居において生活に支障がないかを確認するために、医師の健康診断を受けていただきます。
- (2) 面会時間は、原則として8時から21時までです。訪問者はその都度職員に届け出てもらい、さらに宿泊を希望する場合は、管理者の許可が必要です。
- (3) 利用者が外泊または外出を希望する場合は、行き先と帰宅日を職員に届け出る必要があります。
- (4) 住居内の居室や設備、器具等は本来の用法に従って使用し、これに反して破損が生じた場合は状況により、弁償を必要とする場合があります。
- (5) 飲食や喫煙をする場合は、管理者が定めた場所及び時間に従っていただきます。
- (6) 騒音、執拗な宗教活動及び政治活動など、他の利用者の迷惑になるような行為を行わないようにし、また、むやみに他の利用者の居室に入らないようにしてください。
- (7) 所持金は原則として利用者または家族にて管理していただきます。
- (8) 居室内へのペットの持ち込みや飼育はできません。

7. サービス及び利用料等

保険給付サービス	食事・排泄・入浴・着替えの介助等の日常生活上の世話や、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談援助等については包括的に提供され、下記の表による要介護度別に応じて定められた金額（省令により変動あり）が自己負担となります。 但し、入居後30日に限り、1日あたり30円割増になります。
保険対象外サービス	別紙のサービスについては、各個人の利用に応じて自己負担となります。料金の改定は理由を付して事前に連絡されます。
居室の提供（家賃）	月額20,000円
食事の提供（1食あたり）	朝食：200円 昼食：350円 夕食：350円
光熱費	月額11,000円

※介護保険給付サービス自己負担額

要介護度	一日あたりの負担額
要支援2	749円
要介護1	753円
要介護2	788円
要介護3	812円
要介護4	828円
要介護5	845円
サービス提供加算	22円
介護職員処遇改善加算	一日あたりの負担額＋サービス提供加算×21.0%

〔利用料の支払い方法〕

利用料は、1ヶ月ごとに計算し、請求しますので、翌月の28日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1ヶ月に満たない期間については、利用日数により日割り計算します。）

1. 窓口での現金支払い
2. 金融機関口座からの自動引き落とし
3. 口座振込 熊本中央信用金庫 津奈木支店 普通154885

8. 協力利用期間

協力医療機関	六車医院 津奈木町岩城6 78-2012
	診療科目 内科 協力医師 六車 資博
協力歯科機関	鶴野歯科医院 津奈木町岩城497-1 78-2530
協力介護保険施設	・ あけぼの苑（特別養護老人ホーム、短期入所生活介護、 通所介護、居宅介護支援事業） ・ やすらぎ苑（老人保健施設）

9. 事故発生時の対応

利用者が当事業所に入居中、事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、発生した事故について原因を解明し、再発防止策その他必要な措置を講じる事とします。

また、賠償すべき事故の場合は、損害賠償を速やかに行いますが、当施設の責に帰すべからざる事由の場合はこの限りではありません。

10. 苦情相談機関

ホーム苦情相談窓口	担当者 藤井 敏治 ※苦情受付ボックスを事務所窓口に 設置しています。
あけぼの苑相談窓口	担当者 高木 早苗 TEL 78-4070
外部苦情相談機関	・ 津奈木町役場 介護保険担当者 78-3111 受付時間 8:30～17:00 ・ 熊本県国民健康保険連合会 096-214-1101 受付時間 8:30～17:00

令和 年 月 日

ホーム名 グループホーム あけぼの

説明者名 藤 井 敏 治 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、グループホームのサービス開始に同意しました。

(利用者) 住 所

氏 名 印

(利用者代理人) 住 所

氏 名 印